Title	大学の商標出願分析
Author(s)	栫,隼斗;長谷川,光一
Citation	年次学術大会講演要旨集,37:166-169
Issue Date	2022-10-29
Туре	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/18508
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のも とに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨



大学の商標出願分析

○栫隼斗,長谷川光一(大阪工業大学)

1. はじめに

大学の商標の出願活動に影響を与える商標法 改正は、平成4年改正や平成14年改正、令和元 年改正のそれぞれで起きている。平成4年改正で は教育分野の区分が追加され、大学の活動そのも のを対象とした商標登録出願がしやすくなった。 令和元年改正では商標法31条1項但書が削除さ れ、公益著名商標のライセンスが可能となった。 寺内(2021)は、令和元年商標法改正により、大 学が第三者に対して大学商標をライセンスする ことが可能になったことで、大学ブランド活用が 活発化していくことを予想している。

大学の商標登録出願件数を調査した研究として、三菱化学テクノリサーチ(2013)がある。本研究では、国公私立大学の登録商標の調査が行われており、大学別の件数ランキングなども見られるが、件数の推移など年度別分析は行われていない。また本研究で使用されたデータは9年前のものであることから、出願件数等の状況も変わっているであろう。最近の研究として、新田・長谷川・吉田(2021)があるが、国立大学に限定したものであり、国公私立大学のそれぞれに注目し、出願活動を調査した研究は多くない。

一連の商標法改正により、大学の商標関連活動 はどう変化したのであろうか。本研究では大学の 商標に関する出願件数とその出願に影響した要 因を明らかにするべく、大学の商標登録出願の数 や分野がどのように変化しているのかに焦点を 当てる。本稿では試行的分析の結果を報告する。

2. データの取得

大学の商標登録出願状況を把握するため、独立 行政法人工業所有権情報・研修館が提供している 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)を用いて 大学の商標登録出願を把握するためのデータベースを構築した。調査対象は国立大学および公立 大学については全大学とした。この結果、国立大 学は86大学、公立大学は99大学が検索対象とし て選ばれた。私立大学は2022年8月1日時点で 600以上ある。本稿では関東および関西に所在する著名大学を分析対象として選択した。具体的に は、関東地域については早慶上理 ICU、GMARCH、 日東駒専、成成明学独國武と呼ばれる21大学、関 西地域については関関同立、産近甲龍、摂神追桃、 外外経工佛と呼ばれる17大学を選択した。

研究対象とした大学のうち、国立大学と私立大学は全ての大学で少なくとも1件以上の出願が見られた。公立大学は出願が確認できなかった大学が存在したため、今回の分析対象は48大学とした。

長期の動向を把握するため、対象期間は、J-PlatPat で遡れる限り古い商標から 2021 年 12 月 31 日までとした。また、令和元年商標法改正の影響を把握するため、登録ベースでではなく、出願ベースで分析することとした。

検索にあたっては、各大学名を利用した上で、 ワイルドカードを付けた検索を行った。同じ大学 の出願であっても法人名の記載に表記ゆれが存 在する事例が見受けられたためである。これに加 え、目視で大学名を確認し、ノイズの除去を行っ た。公立大学や私立大学では法人名と大学名が異 なる場合がある。この場合は法人名と大学名の両 方を含めた or 検索を行った。公立大学と私立大学は、一学校法人が複数の大学を保持している場合や学校法人名と大学名が異なる事例がみられる。この場合も、法人名と大学名を含めた or 検索を行った。

3. 分析結果

まず、商標登録出願の推移について国公私立大学別に概観しよう(図1)。国立大学からの商標登録出願は2004年以前にはほとんど見られなかった。2004年4月の国立大学法人法等関係6法の成立に伴う国立大学の法人化が行われた。その2004年は国立大学法人から85件の出願が見られた。2004年以前に出願が見られなかった理由は、国立大学が国家行政組織法上の施設等機関(文部科学省の内部組織)であったためであろう。2004年以降は、右肩上がりで出願数が増加している。2018年以降は年100件前後の出願が見られる。

公立大学は、全体として出願数が多くはない。 コロナ禍の影響を 2021 年以降に受けていると仮 定すれば、出願数は徐々に増加傾向にあるとはい えるものの、国立大学ほどの伸びは見られない。

私立大学の商標登録出願で特徴的なのは、1992年に123件の出願がされていることであろう。1992年(平成4年)には商標法が改正され、サービスマーク登録制度の導入を機に国際分類が主たる体系として採用された。この結果、商標法施工令1条の別表に役務区分35類~42類が追加された(表1)。追加された区分のうち41類は教育関係の区分である。この改正内容が私立大学の商標登録出願を促したと言えよう。実際、123件の出願のうち95件に41類への出願が含まれていた。翌年以降は、数件程度の出願数に戻った後、2000年前後から年20~40件程度の出願で推移している。安定的に出願はあるものの、国立大学のような増加傾向があるとは言えない状況である。

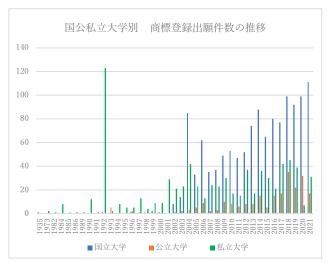


図1 国公私立大学別商標登録出願件数の推移

表1 区分の変遷

昭和 35 年~	平成4年~	平成 14 年~
34 区分に	35類~42類追	42類を42~45
	加	類に分割

次に大学別の出願件数について見る。全体の出 願状況を見ると、出願数が多い大学と少ない大学 とで差が激しい(図2)。2004年の国立大学法人化 以降、現在までおおよそ20年が過ぎているため、 仮に1年に1件程度の商標登録出願があったとす れば、20件程度の出願が行われていることになる。 そこで、20件以上の出願をした大学か否かでみる と、20大学程度が抽出された。上位20大学には、 国立大学 11 校、公立大学 1 校、私立大学 8 校が 選出された(図3)。一番出願件数が多かったのが 東京大学で、152件の出願が見られる。この数値 は2番目の東海国立大学機構の2倍近い。私立大 学で一番出願数が多かったのが日本大学である。 出願件数は合計で 71 件と全体の 3 番目に位置す る。公立大学では東京都公立大学法人が一番多く、 38 件と同率 14 番目である。

国公私立大学別に見ると、国立大学は、一番出願数の多い東京大学が152件、2番目の東海国立大学機構が78件、3番目の大阪大学が68件と続き、全体で1,322件の出願がある。公立大学では、

一番出願数の多い東京都公立大学法人が38件、2

番目の公立大学法人大阪が25件、3番目の福島県立医科大学が17件と続き、全体で246件の出願がある。私立大学は、一番出願数の多い日本大学が71件、2番目の近畿大学が63件、3番目の青山学院が62件と続き、全体で780件の出願がある。

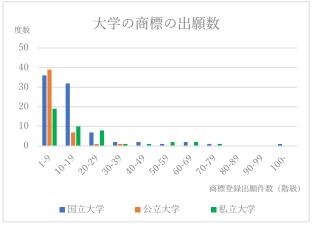


図2 大学の商標の出願数

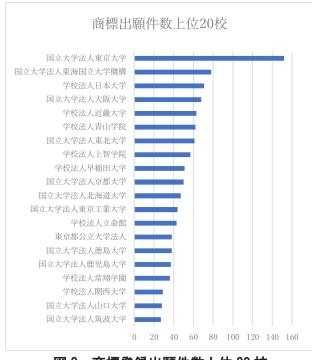


図 3 商標登録出願件数上位 20 校

次に出願区分の動向について見ていこう。商標には2022年現在で45の区分がある。商標法では、その商標を使用できる範囲が区分として設定されている。もし、大学が出願した商標を多くの領域で活用することを考えていれば、1つの商標を多くの区分で使用するように出願することが考

えられる。したがって、大学の出願した商標に記載される区分の多寡は、商標活用についての大学の何らかの姿勢を表していると言えるであろう。

今回の分析では、分析対象となった大学の商標登録出願数は2,348件であり、この商標から出願された区分の合計は6,451件である。商標1件あたりで出願された区分は2.75件である。大学種類別に1出願当たりの平均区分数を見ると、国立大学が2.9件、公立大学が2.3件、私立大学が2.7件となった。

出願に対する区分の割合について見る(図 4)。 国公私立大学それぞれの総出願数に含まれる区分割合を計算した。中でも、割合の大きかった 10 区分を抽出した。調査対象全体で見ると、41 類、 16 類、42 類、9 類を含めた出願が多いことがわかる。41 類は教育関係、16 類は紙・事務用品、42 類はコンピュータ・ソフトウェア、9 類は電気制御用の機械器具となっており、大学本来の教育・研究業務となじみが深い区分であるため出願が多いと言えよう。

出願戦略の違いを見るべく、大学別に1出願当たりの区分数の平均を見る。区分平均の大きい上位3校を順に見ると、慶應義塾が9.24件、京都公立大学法人が7.5件、学校法人文化学園が6件となった。京都公立大学法人の出願件数は4件、学校法人文化学園は1件と数件程度の出願に多くの区分数を含めていた大学が上位にきている印象が目立った。そこで、出願件数10件以上の大学に絞って集計した。本稿では分析対象となった大学全体の平均区分数である2.75件を超える上位35大学を掲載する(表2)。その結果、慶應義塾が9.24件、国立大学法人神戸大学が5件、国立大学法人横浜国立大学が4.7件の順となった。

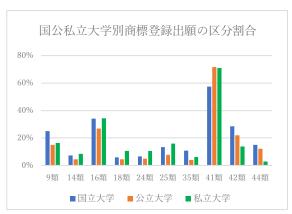


図 4 国公私立別商標登録出願の区分割合

表 2 1 出願当たりの平均出願区分数

NO	大学名	出願件数	平均
1	慶應義塾	25	9.24
2	国立大学法人神戸大学	19	5.00
3	国立大学法人横浜国立大学	10	4.70
4	学校法人東洋大学	19	4.32
5	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	10	4.20
6	国立大学法人愛媛大学	17	4.06
7	国立大学法人広島大学	25	3.92
8	学校法人東京理科大学	22	3.91
9	学校法人立命館	43	3.86
10	奈良県立医科大学	13	3.85
11	国立大学法人岩手大学	14	3.79
12	国立大学法人東京工業大学	44	3.77
13	学校法人中央大学	17	3.71
14	国立大学法人熊本大学	13	3.69
15	国立大学法人北海道大学	47	3.68
16	国立大学法人東北大学	61	3.59
17	福島県立医科大学	17	3.53
18	学校法人常翔学園	36	3.50
19	国立大学法人琉球大学	21	3.48
20	国立大学法人筑波大学	27	3.44
21	国立大学法人宮崎大学	17	3.35
22	学校法人早稲田大学	51	3.27
23	国立大学法人山形大学	14	3.21
24	横浜市立大学	10	3.20
25	国立大学法人京都大学	50	3.06
26	国立大学法人弘前大学	17	3.06
27	国立大学法人東京大学	152	2.91
28	学校法人近畿大学	63	2.90
29	国立大学法人福井大学	18	2.89
30	国立大学法人大阪大学	68	2.88
31	国立大学法人鹿児島大学	37	2.86
32	国立大学法人九州大学	14	2.86
33	国立大学法人電気通信大学	11	2.82
34	国立大学法人大阪教育大学	10	2.80
35	学校法人大阪成蹊学園	13	2.77

4. まとめと課題

本稿では、国公私立大学の商標登録出願の動向を分析することを試みた。私立大学の分析で全大学を見ていないこと、区分数変更時の問題を正確に追えていないこと、大学によっては同じ商標に追加区分の出願登録がされている点が名寄せできていないこと、合併した大学をどう取り扱うかについて検討段階であることなどの問題がある

が、現時点で明らかになったことは以下の通りである。

まず、平成4年改正では私立大学から多数の商標登録出願がされた。平成14年改正では、それに先立ち1年前から私立大学が商標を出願し始めた。国立大学の出願は法人化のタイミングで増加したものの、平成14年改正の前後で目立った商標の出願数の増加は見られていない。相対的に低調であると思われるのは公立大学である。

商標の出願を積極的に行っている大学とそうでない大学があるが、全般的にみて積極的な大学はまだそれほど多いとは言えない。国立大学は出願件数に右肩上がりの増加が見られ、中でも東京大学は他大学と比較してかなり積極的に商標を出願している。これ以外にも私立大学では、日本大学や近畿大学等が出願件数50件を超えている。

出願区分に着目すると、主に出願されている区分は41類である。これ以外にも16類や9類、42類、44類等への出願もある程度の割合が存在する。1出願当たりの区分割合を見ると慶應義塾大学や神戸大学、横浜国立大学など出願件数は数件程度であるが、1つの商標を多くの区分で活用しようとしている傾向が見て取れる。これらの大学は、商標の幅広い活用を視野に入れている可能性がある。

今後は、これら活動が活発な大学に焦点をあて て詳細な分析を行っていく予定である。

参考文献

[1]株式会社三菱化学テクノリサーチ(2013)「大学ブランドを活用した産学連携成果の普及に関する研究報告書」平成24年度特許庁大学知財研究推進事業.

[2]新田奎治郎・長谷川光一・吉田一成 (2021)「大学の商標管理・活用について」研究・イノベーション学会年次学術大会講演要旨集 pp611-616.

[3] 寺内伊久郎 (2021)「商標法改正後の大学ブランド活用」産学官連携ジャーナル Vol. 17, No. 8, pp14-16.